代理店取引基本契約書

IPS 株式会社（以下「甲」という。）と、WEB 申込画面において申込みを行う事業者（以下「乙」という。）は、商品等の取引について、次のとおり代理店取引基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、甲が取り扱う防犯カメラ、録画機器、周辺機器、ソフトウェア、関連サービスその他甲が指定する商品・サービス（以下「商品等」という。）を乙が仕入れ、販売または提供する取引について、基本的な条件を定めることを目的とする。

第 2 条（契約の成立および WEB 同意）

1. 乙は、甲が指定する WEB 申込画面において本契約の内容を確認し、同意チェックその他甲所定の方法により同意を表示する。

2. 本契約は、乙による前項の同意に加え、甲が乙の代理店登録を承認した時点で成立する。甲は審査のうえ、登録を承認しない場合がある。

3. 甲は、同意日時、契約書の版番号、申込情報、同意記録および承認記録を保存する。乙が契約内容を確認・保存できる方法を設ける。

4. 乙は、同意を行う者が乙を代表して契約を締結する権限を有することを保証する。

5. 本契約の成立は、売掛取引・後払い決済の承認を意味しない。これらは第 8 条に従い別途審査・承認される。

第 3 条（個別契約）

1. 品目、数量、価格、納期、配送先、支払方法その他の個別条件は、見積書、注文書、WEB 注文画面、注文確認書その他甲乙が合意した記録（以下「個別契約」という。）で定める。

2. 個別契約と本契約が異なる場合、個別契約で本契約に優先する旨を明示して合意した事項に限り、個別契約を優先する。

3. 乙の注文は甲が承諾した時点で成立する。甲は、在庫、供給状況、与信状況その他合理的な事情により、注文の全部または一部を承諾しないことができる。

第 4 条（供給・納期）

1. 甲は個別契約に従って商品等を供給する。納期は在庫、製造元・仕入先の供給状況、配送事情等により変更されることがある。

2. 甲は納期に影響する事情が判明した場合、合理的な範囲で乙に連絡する。

第 5 条（販売価格・表示）

1. 甲が提示するメーカー希望小売価格、参考価格、カタログ掲載価格等は、乙が販売価格を検討するための参考情報であり、乙の再販売価格を拘束するものではない。

2. 乙は、法令を遵守したうえで、自己の責任において再販売価格、値引きその他の販売条件を独立して決定する。

3. 甲乙は、再販売価格の維持を目的として、乙の販売価格や値引きを不当に拘束する行為を行わない。

第 6 条（納品・検収）

1. 乙は商品等の受領後、数量、品目、外観上確認できる破損その他直ちに確認できる事項を速やかに検査する。

2. 数量不足、品違い、輸送中の破損その他納品時に確認できる不適合がある場合、乙は受領後 10 日以内に、内容が分かる資料を添えて甲に通知する。

3. 前項の 10 日間は、納品時に確認できる事項の検収期限であり、第 10 条に定める初期不良（通常の検査では直ちに発見できない機能上の故障・不具合）の申告期限とは別に取り扱う。

4. 前各項の期間内に通知がない場合であっても、通常の検査では発見できない不適合、甲が認識していた不適合、甲の故意・重過失に起因する不適合その他法令上乙の権利を制限できない場合、乙の権利が当然に失われるものではない。

第 7 条（代金および支払条件）

1. 代金、送料、手数料その他乙が負担する費用は、個別契約または甲が別途提示する条件に従う。

2. 甲が売掛取引を承認した場合の標準支払条件は、発送月末締め翌月末払いとする。ただし、甲が個別に別の条件を承認した場合はその条件による。

3. 乙は甲指定の銀行口座への振込その他甲が認める方法で支払う。振込手数料等は、法令または個別合意に別段の定めがある場合を除き乙の負担とする。

4. 請求内容に疑義がある場合、乙は支払期日までに具体的に申し出る。争いのない金額は支払期日までに支払う。

第 8 条（与信審査・売掛取引）

1. 代理店登録の承認のみをもって、売掛取引、後払い決済または与信限度額が承認されたものとはしない。

2. 売掛取引を希望する乙は、甲所定の申込および審査に必要な情報・資料を提出する。甲は信用状況、取引実績、支払状況等を審査し、承認可否、与信限度額および支払条件を決定する。

3. 外部決済サービス等の審査結果は、甲による自社売掛取引の承認を当然に意味しない。甲が自社売掛取引を認める場合は、別途明示して乙に通知する。

4. 乙の信用状況、支払遅延その他合理的な理由がある場合、甲は与信限度額の変更、出荷保留、支払条件の変更または売掛取引の停止を行うことができる。緊急の場合は事後速やかに通知する。

5. 売掛取引が承認されていない場合、乙は甲が認める前払い、クレジットカードその他の決済方法を利用する。利用可能な方法は注文内容等により異なる。

第 9 条（遅延損害金）

乙が支払を遅滞した場合、乙は支払期日の翌日から完済日まで、未払金額に対して年 3%の割合による遅延損害金を支払う。ただし、法令により別段の制限が適用される場合はその定めに従う。

第 10 条（製品保証・初期不良・修理およびメンテナンス）

1. 本条は、甲が乙に卸売販売する防犯カメラ、録画機器、周辺機器その他甲が保証対象として指定する商品（以下「対象製品」という。）の保証、初期不良、修理およびメンテナンスに適用する。商品ごとの保証書、仕様書または甲が別途明示する個別条件が本条と異なる場合、当該個別条件に優先適用の旨が明示されている範囲でその条件を適用する。

2. 個別条件に別段の定めがない限り、保証期間は乙が対象製品をエンドユーザーに引き渡した日から 3 年間とする。ただし、モーター部分など甲が別途指定する部位・消耗品の保証期間は 1 年間とする。乙は、保証期間の確認に必要な引渡日、購入記録、型番および製造番号等を保管し、甲から求められた場合は提出する。引渡日を確認できる記録がない場合は、配送記録その他の客観的資料を踏まえて甲乙協議のうえ判断する。

3. 初期不良とは、対象製品が乙に到着した後、通常の確認および使用において発見された、対象製品自体に起因する初期段階の故障または不具合であって、甲が確認のうえ初期不良と認めたものをいう。乙は、初期不良が疑われる場合、対象製品の乙への到着日から 30 日以内に、型番、製造番号、症状、発生状況、写真・動画その他甲が必要とする情報を添えて申告する。乙が期限内に申告した場合、甲の確認・判定が期限経過後となったことのみを理由に申告を無効としない。

4. 甲が初期不良と認めた場合、原則として新品の代替品への交換により対応する。甲は必要に応じ、不具合品の返送および確認に先立ち代替品を発送することができる。乙は先行して代替品を受領した場合、原則として受領後 10 営業日以内に、甲の指定する方法で不具合品を返送する。正当な理由なく返送がない場合、甲は代替品の返却または代替品相当額その他合理的に発生した費用の負担を求めることができる。

5. 保証期間内に対象製品自体の故障・不具合が発生し、甲が保証対象と判断した場合、甲は修理または交換により対応する。修理・交換の別は、故障状況、部品供給、修理可能性等を踏まえて甲が判断する。交換品は新品または甲が適切と判断する同等機能の製品とすることができる。修理・交換によって保証期間が当然に延長または更新されるものではない。ただし、法令上必要な場合または甲乙が別途合意した場合はこの限りでない。

6. 次の各号に該当する故障・不具合は、原則として保証対象外とする。(1)乙、エンドユーザーその他第三者による誤使用、不適切な取扱い、改造、分解または修理に起因するもの。(2)取扱説明書、仕様書または甲の案内に反する使用、設置、接続または設定に起因するもの。(3)落下、衝撃、水濡れ、浸水、火災、落雷、異常電圧、自然災害その他外部要因に起因するもの。(4)電源、配線、ネットワーク機器、通信環境または接続機器等、対象製品以外の要因に起因するもの。(5)通常使用による消耗・劣化、外観上の変化または消耗品の交換。(6)対象製品との因果関係を確認できないもの、または製造番号・型番等が確認できず保証対象を特定できないもの。(7)その他、対象製品自体の製造上または品質上の問題に起因するものではないと甲が合理的に判断するもの。

7. 保証・修理の申請は、原則として乙が甲に対して行い、エンドユーザーからの申請・問い合わせは乙を窓口として受け付ける。乙は症状、発生時期、使用環境、接続・設定状況等を確認し、甲所定の方法で申請する。甲は必要に応じ、追加情報、写真・動画、製品の返送その他の確認を求めることができる。事前連絡なく返送された製品は、対応に時間を要する場合がある。

8. 初期不良と甲が確認した製品の返送送料および代替品の発送送料は、原則として甲が負担する。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りでない。初期不良の申告期限経過後に行う保証期間内の修理については、原則として乙から甲への送付送料を乙が負担し、甲から乙への修理完了品・交換品の返送送料を甲が負担する。有償対応に係る送料その他の費用は、甲が事前に提示する条件による。

9. 設置、取外し、再設置、交換作業、配線・配管、電源工事、ネットワーク工事、設定変更、現地調査、出張、交通費、人件費、高所作業、足場、重機、エンドユーザーへの訪問・説明、代替機設置その他対象製品自体の修理・交換以外に発生する費用は、甲乙が別途書面または電磁的方法で合意した場合を除き、製品保証の対象に含まれず、乙またはエンドユーザーの負担とする。ただし、法令上認められる権利を不当に制限するものではない。

10. 保証期間満了後または保証対象外の場合であっても、甲は修理または代替品提供が可能なときは有償で対応することができる。有償対応の可否、修理費、部品代、送料および納期等は甲が提示し、乙は条件に同意したうえで依頼する。部品供給終了、技術上の制約その他の事情により、修理または代替品提供ができない場合がある。

11. 甲は、対象製品の製造終了後、原則として 7 年間を目安に修理対応および部品供給に努める。ただし、これは修理または部品供給を保証するものではなく、部品入手状況、技術上の制約、製造元の方針等により期間内でも対応が困難となる場合がある。製造終了後 10 年を経過した製品は、修理対応が困難となる場合がある。

12. 対象製品は、防犯、監視または記録を補助する機器であり、盗難、侵入、事故その他の被害の発生を完全に防止することを保証するものではない。稼働状況、設置環境、電源、通信環境、接続機器、設定、記録媒体等の条件により、録画、保存、再生、遠隔監視等が利用できない場合や期待される結果が得られない場合がある。盗難、侵入、事故、録画不良、記録データ消失または通信障害等が発生したことのみをもって、直ちに対象製品の故障または甲の責任と判断されるものではなく、原因および因果関係を確認して保証適用を判断する。

13. 対象製品がダイナミック DNS、P2P、クラウドサービス、アプリケーション、外部サーバーその他第三者提供サービスを利用する場合、当該サービスの提供条件および運営者の方針に従う。甲が書面または電磁的方法により明示的に保証した場合を除き、甲は第三者サービスの継続性、常時利用可能であること、将来にわたる提供、特定の通信環境での動作または第三者による仕様変更の不存在を保証しない。

14. 対象製品が盗難、紛失、破損その他の理由により現物確認できない場合、甲は製品状態および故障原因を確認できず、通常の保証・修理対応を行えない場合がある。乙は必要に応じ、エンドユーザーに警察、関係機関、保険会社等への連絡を案内し、録画データの確認・バックアップ、定期点検、適切な設置、施錠その他の防犯対策を案内することが望ましい。

15. 本条に基づく標準的な保証対応は、原則として甲乙間の卸売取引に基づく対象製品自体の確認、修理または交換に限る。エンドユーザーの現地調査、訪問、取外し、再設置、配線、設定その他の現地作業は、甲乙が別途合意した場合を除き含まれない。

16. 本条は、甲乙間の損害賠償責任について第 19 条および適用法令に従うことを前提とし、甲の故意・重過失、生命・身体に対する損害その他法令上免責・制限できない責任を免除するものではない。

第 11 条（保守サービス・説明資料）

1. 乙は商品等を顧客に販売・提供するにあたり、甲が提示する保守サービス概要、保証条件、利用条件その他必要な説明資料を確認し、顧客に必要な説明を行う。

2. 甲が保守サービスに関する覚書等の締結を求める場合、乙は協力し、甲乙双方が各自の控えを保管する。

3. 前二項は、前払い、売掛取引、外部決済サービス、クレジットカード決済その他いずれの支払方法でも、甲が書面で免除した場合を除き必要とする。

4. 第 10 条に定める保証・修理・費用負担等の条件は、本契約に統合された条件として適用する。商品別の保証書等に個別条件がある場合は、第 10 条第 1 項に従う。

第 12 条（販売・設置に関する乙の責任）

1. 乙は商品等の販売、設置、設定、顧客説明およびアフター対応について、関係法令と甲が提示する仕様・注意事項を遵守し、自己の責任で適切に実施する。

2. 乙は性能、設置条件、ネットワーク環境、録画保存期間、遠隔監視機能等について、顧客の利用環境に応じて確認・説明する。

3. 乙は甲の事前承諾なく、商品等の仕様、表示、保証条件または甲の名称・商標等を改変し、甲が保証・承認したと誤認される表示を行わない。

第 13 条（知的財産権・商標等）

1. 商品等および甲が乙に提供するカタログ、画像、資料、ソフトウェア、商標等の知的財産権は、甲または正当な権利者に帰属する。

2. 乙は、甲が認めた範囲で、販売促進に必要な目的に限り、甲の商標・資料等を使用できる。

3. 乙は甲または第三者の知的財産権を侵害してはならない。

第 14 条（秘密保持）

1. 甲乙は、本契約等に関連して相手方から開示された技術上、営業上、業務上その他の非公知情報（以下「秘密情報」という。）を、事前の書面承諾なく第三者に開示・漏えいせず、本契約の履行以外の目的に使用しない。

2. 公知情報、受領前から適法に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務なく取得した情報、秘密情報によらず独自に開発した情報は秘密情報に含まれない。

3. 法令または公的機関の適法な命令により開示が必要な場合、法令上許される範囲で事前通知し、必要最小限の範囲で開示する。

4. 本条の義務は本契約終了後 3 年間存続する。

第 15 条（個人情報の取扱い）

1. 甲乙は個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法その他の適用法令を遵守し、利用目的の範囲内で適切に取り扱う。

2. 乙は顧客等の個人情報を取得・提供する場合、必要な通知、同意その他法令上必要な手続を自己の責任で行う。

3. 個人情報の漏えい等またはそのおそれを認識した場合、当事者は速やかに相手方へ連絡し、被害拡大防止・原因調査に協力する。

4. WEB 申込における利用目的、第三者提供、外部サービス利用等は、甲のプライバシーポリシーおよび申込画面で別途明示する。

第 16 条（禁止事項）

乙は、(1)法令・公序良俗に反する行為、(2)虚偽申告・虚偽資料提出、(3)甲または第三者の権利・信用を侵害する行為、(4)商品等を不正目的で使用・転売する行為、(5)甲のシステムへの不正アクセス・妨害、(6)甲の事前承諾なく本契約上の地位・権利義務を譲渡・承継させる行為、(7)その他甲乙間の信頼関係を著しく損なう行為をしてはならない。

第 17 条（取引停止・契約解除）

1. 当事者は、相手方が本契約等に違反し、相当期間を定めて是正を求めても是正されない場合、本契約または個別契約の全部もしくは一部を解除できる。

2. 乙に支払停止・支払不能、手形・小切手の不渡り、差押え等、破産・民事再生等の申立て、事業廃止、信用状態の著しい悪化、重大な虚偽申告・不正行為その他取引継続が困難な重大事由が生じた場合、甲は催告なく注文受付停止、出荷保留、売掛取引停止または契約解除を行うことができる。法令上必要な手続がある場合はこれに従う。

3. 本条による停止・解除は損害賠償請求を妨げない。

第 18 条（期限の利益の喪失）

乙に前条第 2 項の事由が生じた場合、乙は甲に対する金銭債務について期限の利益を失い、甲から請求を受けたときは直ちに未払債務を支払う。ただし、法令上異なる取扱いが必要な場合はその定めに従う。

第 19 条（損害賠償・責任の範囲）

1. 当事者は、本契約等に違反し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、法令に従い損害を賠償する。

2. 損害賠償責任の範囲・上限を別途定める場合は、個別契約または別紙に明示し、当事者が合意する。

3. 本条は故意・重過失、生命・身体に対する損害その他法令上制限できない責任を免除・制限しない。

4. 第 10 条の防犯性能、第三者サービス、盗難・事故等に関する定めは、本条および適用法令と整合的に適用し、具体的な事実関係および対象製品との因果関係に基づき責任を判断する。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲乙は、自らおよび役員・実質的支配者等が反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明・保証する。

2. 甲乙は暴力的要求、不当要求、脅迫的言動、業務妨害その他これらに準ずる行為を行わない。

3. 相手方が本条に違反した場合、他方当事者は催告なく本契約等を解除できる。

第 21 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は成立日から 1 年間とする。期間満了日の 2 か月前までに甲または乙から書面または甲指定の電磁的方法による更新拒絶の通知がない場合、同一条件でさらに 1 年間更新され、以後も同様とする。

2. 契約終了後も、終了時点で存続する個別契約、未払債務、保証対応、秘密保持、個人情報保護、損害賠償その他性質上存続すべき条項は必要な範囲で効力を有する。

3. 契約終了前に乙が購入した対象製品については、第 10 条に定める適用保証期間・条件の範囲内で保証・修理対応を行う。ただし、保証対象外事由または法令上別段の取扱いがある場合はこの限りでない。

第 22 条（契約内容の変更）

1. 本契約の変更は、甲乙が書面または電磁的方法で合意した場合に効力を生じる。

2. 甲が変更を提案する場合、変更内容と適用開始日を通知し、必要に応じて乙の再同意を取得する。重要な変更は適用法令に従い適切な方法で同意を取得する。

3. 商品等の仕様、価格、保証条件、サービス条件等の変更は対象と適用時期を明示する。成立済み個別契約への適用は法令または合意に従う。

第 23 条（通知・登録情報）

甲乙間の通知は、登録住所、メールアドレス、WEB 管理画面その他合意した連絡先・方法により行う。乙は住所、担当者、メールアドレス等に変更があった場合、速やかに届け出る。登録情報の不備・変更未届による不達の取扱いは、法令上認められる範囲による。

第 24 条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、甲の事前の書面または電磁的方法による承諾なく、本契約等上の地位、権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第 25 条（不可抗力）

天災地変、火災、停電、通信障害、感染症、戦争、暴動、法令・行政措置、輸送機関の事故、製造元・仕入先の供給停止その他合理的支配を超える事由により履行が遅延または不能となった場合、当該当事者はその責任を負わない。ただし、影響の軽減に努め、判明後速やかに相手方へ通知する。

第 26 条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約および個別契約の準拠法は日本法とする。

2. 本契約等に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 27 条（協議）

本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し、解決を図る。